給与改定等交渉結果

(要旨)

人事委員会の勧告に基づく職員の給与改定等について、昨日職員組合と 最終の副知事交渉を行い、本日、下記の内容で合意した。

今後、条例改正等必要な手続きを進めていく。

記

1 本年の給与改定

人事委員会の勧告どおり実施する。

期末手当を0.05月分引下げ 【期末・勤勉手当 年間4.5月⇒4.45月】

- ※ 令和2年12月1日から施行
- ※ 会計年度任用職員の期末手当は令和3年度から0.05月分引下げ(年間2.6月⇒2.55月)

2 通勤手当等の見直し

今年度実施した実態調査の結果等を踏まえて、職員の通勤に係る自己負担の軽減につながる見直しを実施(令和3年4月1日施行予定)

- (1) 勤務公署の最寄り駅付近の駐車場料金等に係る通勤手当の支給対象を拡大
- (2) 深夜の災害時緊急参集等の際に、通勤手当の経路・方法による通勤ができない場合、代替手段による通勤について旅費を支給

3 高齢職員の休業制度

高齢職員が勤務時間を短縮できる高齢者部分休業制度について、来年度、職員のニーズや公務運営への影響等を把握するための調査を実施する。

4 働きやすい職場環境の整備

職員にとって働きやすい職場環境を整備するため、来年度、庁舎等の設備 の維持・修繕を実施する。

(件名)